

懲戒処分 of 性格について

○ 組織の秩序維持のための制裁

国家公務員（職員）に対する懲戒処分は、職員が一定の義務違反を行った場合に、国が使用者として有する権限に基づき、その責任を確認し公務員関係における秩序を維持する目的をもって当該職員に科する行政上の制裁である。¹

（参考） 退職職員に対する懲戒処分

懲戒処分は、公務員関係における秩序を維持するため公務員関係からの排除を限度として行う秩序罰であり、職員としての身分の保有を前提として行われる処分であるから、既に退職して職員としての身分がない者に対して懲戒処分を行うことはできない。²

¹ 鹿児島重治・森園幸男・北村勇 編「逐条国家公務員法」（学陽書房）661 ページより引用

² 鹿児島重治・森園幸男・北村勇 編「逐条国家公務員法」（学陽書房）662 ページより引用